

小牧市地域防災計画の修正要旨

I 地域防災計画修正の根拠

小牧市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正は小牧市防災会議の所掌事務とされている（小牧市防災会議条例第2条）。

II 避難に係る対策の拡充

1 「避難行動」に係る章の新設

- 平成26年8月の広島市土砂災害の発生や「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府）の改正（H26.9）等を踏まえ、命を守るための避難行動に係る対策を整理・充実し、災害予防の編に「避難行動の促進対策」、災害応急対策の編に「避難行動」の章を新設する。（p 3～6）

2 Lアラートへ災害情報の提供を開始したことに伴う修正

- 平成27年4月から、市民が多様で身近なメディアを通して、災害情報等を迅速かつ確実に受け取ることができるようにするため、県内市町村が発表する避難勧告・指示の発令や避難所の開設等の情報をLアラート（公共情報コモンズ）に提供することとしたことに伴い、必要な修正を行う。（p 6、7）

3 土砂災害防止法の一部改正等に伴う修正

- 平成26年11月に、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）が一部改正され、市地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることとされたこと等に伴い、必要な修正を行う。（p 7、8）

III その他の主な修正事項

1 地震被害想定調査結果の見直しに伴う修正

- 平成27年7月に公表した地震被害想定調査結果に伴い、必要な修正を行う。なお、章の大部分が修正対象となるため新旧対象表には記載せず、修正要旨P19～24に記載した。追加箇所は下線を引き、修正箇所は取り消し線を引いて表記した。（p 8、19～24）

2 指定公共機関の追加に伴う修正

- 国が、指定公共機関を追加指定したことに伴い、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社の業務を追加する。（p 9～11）

3 建築物の耐震化策の拡充に伴う修正

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正等を踏まえ、指定避難所等の防災上重要な建築物を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることに伴い、必要な修正を行う。(p 11)

4 家庭内備蓄として備えるべき備蓄量の見直しに伴う修正

- ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（中央防災会議）を踏まえ、家庭内備蓄として備えるべき飲料水、食料その他生活必需品の数量を「3日分程度」から「3日以上（可能な限り1週間分程度）」と見直すことに伴い、必要な修正を行う。(p 12)

5 災害時における放置車両の移動等が規定されたことに伴う修正

- ・平成26年11月に、災害対策基本法が一部改正され、大規模災害時において直ちに緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策について規定されたことに伴い、必要な修正を行う。(p 13～14)

6 愛知県災害多言語支援センターを設置することとしたことに伴う修正

- ・多言語情報の提供と被災外国人に通訳や翻訳による支援等を行う県の組織として、災害の発生時等に「愛知県災害多言語支援センター」を設置することとしたことに伴い、必要な修正を行う。(p 14～15)

7 応急仮設住宅の設置に係る方針の整理に伴う修正

- ・内閣府・国土交通省通知「大規模災害発生時における被災者の住まいの確保に向けた取組の充実について」に基づき、応急仮設住宅の設置について、賃貸住宅の借上げによる方法を積極的に活用すること等を基本方針に記載するなど、必要な修正を行う。また、風水害・原子力等災害対策編と地震災害対策編で表記を統一した。(p 15～18)

8 その他軽微な修正

- ・文章を愛知県の計画に記載されている表現に極力統一した。
- ・機構改革に伴う部署の名称変更。(例 市政戦略課→秘書政策課)
- ・その他誤記の修正。

Ⅱ_1 「避難行動」に係る章の新設

【主な修正箇所】

風水害・原子力等編 第2編第8章 避難行動の促進対策、第3編第2章 避難行動
 ※ 地震編にも同様の章を新設

【新旧対照表】

風水害・原子力等編 p6～9、11～13 地震編 p6～9、11～13

第2編 災害予防

第8章 避難行動の促進対策

■ 基本方針

- 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 市長等は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	市、県	1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保
第2節 避難場所及び避難路の指定等	市	1 避難場所の指定 2 避難路の選定
第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	市	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 判断のための助言を求めるための事前準備
	県	判断基準の設定に係る助言
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	市、防災上重要な施設の管理者	避難計画の作成
第5節 避難に関する意識啓発	市	(1) 避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及

※ 以下、新たに内容として加えた、第1節、第3節のみ抜粋

第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備

1 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、広報車による広報やツイッター・フェイスブックなどのSNS、携帯電話

(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

2 県における措置

県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）、全国瞬時警報システム（Jアラート）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。

第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

1 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること

イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること

(ア) 気象予警報及び気象情報

(イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報

(ウ) 土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報

ウ 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府）を参考にすること

エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること

(ア) 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）

(イ) 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、急傾斜地崩壊危険地区等）

オ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること

(2) 判断基準の設定に係る助言

判断基準の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（河川・海岸管理、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 判断のための助言を求めるための事前準備

市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

2 県（建設部）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難勧告等の判断基準の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。

第3編 災害応急対策

第2章 避難行動

■ 基本方針

- 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第50条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。
- 市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。
- 気象警報等、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであるため、情報の迅速かつ的確な収集・伝達の要領等について定めるものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
気象台	○特別警報・警報の発表・伝達		
市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○立退きの勧告・指示 ○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導		
報道機関	○迅速な警報の放送		

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 気象警報等の伝達	市	1 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知
第2節 避難の勧告・指示	市	1(1) 避難のための準備情報・勧告・指示 1(2) 知事等への助言の要求 1(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項） 1(4) 他市町村又は県に対する応援要求 1(5) 広域一時滞在に係る協議
	水防管理者	2(1) 立退きの指示 2(2) 通知（水防法第29条）
	県（知事又は知事の命を受けた職員）	3(1) 洪水等のための立退きの指示 3(2) 地すべりのための立退き指示 3(3) 通知（地すべり等防止法第25条） 3(4) 市長への助言 3(5) 他市町村に対する応援指示 3(6) 広域一時滞在に係る協議等

	警察（警察官）	4(1) 警察官職務執行法第4条による措置 4(2) 災害対策基本法第61条による指示 4(3) 報告・通知等（報告・警察官職務執行法第4条第2項）（通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び第3項）
	自衛隊（自衛官）	5(1) 避難等の措置 5(2) 報告（自衛隊法第94条）
第3節 住民等の避難誘導	市	1 住民等の避難誘導 2(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 2(2) 避難行動要支援者の避難支援

II_2 Lアラートへ災害情報の提供を開始したことに伴う修正

【主な修正箇所】

風水害・原子力等編 第2編第8章 ※ 地震編にも同様の記載あり
第3編第3章、第9章

【新旧対照表】

風水害・原子力等編 p6、8、13、15 地震編 p6、7、13、14

風水害・原子力等編第2編第8章 基本方針、新第1節「気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備」

現行（平成26年11月修正）	改正案
<p>第8章 避難者・要配慮者対策</p> <p>■ 基本方針 (追加)</p>	<p>第8章 避難行動の促進対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</u></p>
<p>(追加)</p>	<p>第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</p> <p>1 市における措置</p> <p><u>市は、さまざまな環境下にある住民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、広報車による広報やツイッター・フェイスブックなどのSNS、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</u></p> <p><u>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</u></p> <p>2 県における措置</p> <p><u>県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）、全国瞬時警報システム（Jアラート）等を適切に維持管理する。</u></p> <p><u>また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に情報を伝達する共通基盤で</u></p>

	ある災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。
--	-------------------------------------

風水害・原子力等編第3編第3章第3節「広報」

現行（平成26年11月修正）	改正案
<p>5 広報活動の実施方法</p> <p>(1) 報道機関への発表</p> <p>ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。 (追加)</p>	<p>5 広報活動の実施方法</p> <p>(1) 報道機関への発表</p> <p>ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。 <u>特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。</u></p>

風水害・原子力等編第3編第9章第1節「避難の勧告・指示」

現行（平成26年11月修正）	改正案
<p>第9章 避難者・帰宅困難者対策</p> <p>第1節 避難の勧告・指示</p> <p>8 避難の措置と周知</p> <p>市は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。<u>また、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対し、情報提供の協力を求めることができる。</u></p>	<p>第2章 避難行動</p> <p>第2節 避難の勧告・指示</p> <p>8 避難の措置と周知</p> <p>市は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。<u>また、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。</u></p>

II_3 土砂災害防止法の一部改正等に伴う修正

【主な修正箇所】

風水害・原子力等編 第2編第6章

※ 地震編にも同様の記載あり

【新旧対照表】

風水害・原子力等編 p6 地震編 p5、6

風水害・原子力等編第2編第6章第3節「土砂災害の防止」

現行（平成26年11月修正）	改正案
<p>1 市における措置</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 (略) (追加)</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 (略) 市内にある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、別途小牧市地域防災計画附属資料に記載する。 ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、適正に伝達を行い、早めの避難を呼びかける。また土砂災害警戒情報発令時には、警戒区域近隣に居住する住民等にFAXを利用して周知を行う。 イ 警戒区域ごとの最寄の指定避難所等</p>

	<p>野口大山区：リサイクルプラザ、野口会館 本庄区：本庄保育園、本庄小学校、タウン本庄 会館、小松寺団地会館、本庄会館 池之内区：池之内会館 <u>避難路等については、幅員が広く土砂災害の 影響を受けにくい道を選定すること。</u></p> <p>ウ <u>土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</u> <u>土砂災害の情報伝達から避難、避難誘導等の 一連の流れについての避難訓練を適宜実施する こととする。</u></p> <p>エ <u>警戒区域内の社会福祉施設</u> <u>障がい者支援施設 ハートランド小牧の杜 (住所：小牧市大山岩次 208-8)</u> TEL：78-1911 FAX：47-1001</p> <p>オ <u>救助に関する事項</u> <u>災害対策本部に救助要請があった場合、必要 に応じて自衛隊派遣要請、災害救助法の適用申 請を行う。</u></p> <p>(3) <u>小牧市防災ガイドブック（仮）の作成及び周 知</u> <u>平成27年度中に小牧市防災ガイドブック （仮）を作成し、土砂災害警戒区域等に関して 適切な情報提供を行う。</u></p>
--	---

Ⅲ_1 地震被害想定調査結果の見直しに伴う修正

【主な修正箇所】

地震編 第1編第3章

【新旧対照表】

この修正要旨 P19～24 に記載しているため、新旧対照表には記載しない。

Ⅲ_2 指定公共機関の追加に伴う修正

【主な修正箇所】

地震編 第1編第5章 ※ 風水害・原子力等編にも同様の記載あり

【新旧対照表】

地震編 p2～5、12、21、25 風水害・原子力等編 p2、3、21

地震編第1編第5章第2節「処理すべき事務又は業務の大綱」

現行（平成26年11月修正）	改 正 案
<p>4 指定公共機関 （略） （追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>	<p>4 指定公共機関 （略） <u>（7）エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 エ 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。</p> <p><u>（8）KDDI株式会社</u> ア 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。 イ 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 ウ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。</p> <p><u>（9）NTTドコモ株式会社</u> ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 ウ 発災後に備えた災害応急対策用資器材及び人員の配備を行う。 エ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 オ 携帯電話サービス契約約款等に基づき災害関係携帯電話料金等の免除を行う。</p> <p><u>（10）ソフトバンクモバイル株式会社</u> ア 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。 イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。 ウ 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。</p>

地震編第2編第2章第2節「交通・ライフライン関係施設等の整備」

現行（平成26年11月修正）	改正案
<p>第2節 交通・ライフライン関係施設等の整備</p> <p>1.1 通信施設</p> <p>(1) 電気通信</p> <p>ア <u>西日本電信電話(株)</u></p> <p>西日本電信電話(株)は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 ライフライン関係施設等の整備</p> <p>6 通信施設</p> <p>(1) 電気通信</p> <p>ア <u>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> <u>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。</p> <p>エ <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u> <u>ソフトバンクモバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるように、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。</u></p> <p><u>(ア) 設備の耐震対策</u></p> <p>a <u>建物、鉄塔の耐震対策</u></p> <p>b <u>通信機械設備の固定・補強等</u></p> <p><u>(イ) 防火・防潮対策</u></p> <p>a <u>防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備</u></p> <p>b <u>防水扉・防潮板の設置</u></p> <p><u>(ウ) 通信網の整備</u></p> <p>a <u>伝送路の多ルート化</u></p> <p>b <u>主要な中継交換機の分散設置</u></p> <p>c <u>主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置</u></p> <p><u>(エ) 防災に関する訓練</u></p> <p>a <u>災害予報及び警報伝達</u></p> <p>b <u>非常招集</u></p> <p>c <u>災害時における通信そ通確保</u></p> <p>d <u>各種災害対策用機器の操作</u></p> <p>e <u>電気通信設備等の災害応急復旧</u></p> <p>f <u>消防</u></p> <p>g <u>避難と救護</u></p> <p><u>(オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討</u> <u>衛星回線により基地局伝送路の検討</u></p> <p><u>(カ) 緊急輸送対策</u> <u>委託ヘリコプターによる復旧要員輸送ルートの整備</u></p>

地震編第3編第2章第3節「通信施設の応急措置」

現行（平成26年11月修正）	改正案
<p>第2章 通信の運用</p> <p>第3節 通信施設の応急措置</p> <p>1 西日本電信電話株式会社における措置</p> <p>2 株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社における措置</p> <p>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p>	<p>第15章 ライフライン施設等の応急対策</p> <p>第5節 通信施設の応急措置</p> <p>1 <u>電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）</u>における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>2 <u>移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社）</u>における措置</p> <p>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p>

地震編第5編第3章第2節「災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備」

現行（平成26年11月修正）	改正案
<p>6 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社における措置</p> <p>(1) 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ及びKDDI(株)は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。</p>	<p>6 電気通信事業者及び移動通信事業者における措置</p> <p>(1) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。</p>

Ⅲ_3 建築物の耐震化策の拡充に伴う修正

【主な修正箇所】

地震編 第2編第2章

【新旧対照表】

地震編 p3

地震編第2編第2章第1節「第1節 建築物の耐震推進」

現行（平成26年11月修正）	改正案
<p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行</p> <p>不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努</p>	<p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>1 市における措置</p> <p>(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行</p> <p>不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努</p>

<p>力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。</p> <p><u>また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化を取組むべき避難路を指定し、その沿道に所在する、道路を閉塞する可能性のある既存耐震不適格建築物の耐震診断結果の報告を義務づけることとする。</u></p> <p>2 耐震改修促進計画</p> <p>(2)「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。</p> <p><u>また、同法に基づき指定した、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために優先的に耐震化を取組むべき避難路の沿道建築物の耐震性向上について、特に推進するために、その対象路線を指定し、耐震診断の結果報告の期限を定めることとする。</u></p>	<p>力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。</p> <p><u>また、同法に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務づけることとする。</u></p> <p>2 耐震改修促進計画</p> <p>(2)「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。</p> <p><u>また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。</u></p>
---	--

Ⅲ_4 家庭内備蓄として備えるべき備蓄量の見直しに伴う修正

【主な修正箇所】

地震編 第 2 編第 9 章、第 3 編第 11 章、第 5 編第 3 章

※ 風水害・原子力等編にも同様の記載あり

【新旧対照表】

地震編 p 11、19、25、26 風水害・原子力等編 p 11、19

地震編第 2 編第 9 章第 2 節「防災のための意識啓発・広報」

現行（平成 26 年 11 月修正）	改 正 案
<p>第 9 章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>1 市における措置</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、<u>3 日分程度</u>の家庭内備蓄を推進する。</p>	<p>第 10 章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>1 市における措置</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、<u>3 日以上（可能な限り 1 週間分程度）</u>の家庭内備蓄を推進する。</p>

地震編第 3 編第 11 章第 2 節「食品の供給」

現行（平成 26 年 11 月修正）	改 正 案
<p>2 主食等の備蓄</p> <p>(2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において<u>3 日分程度</u>の食料を備蓄しておくとともに、市においても食料を備蓄しておくことが必要である。</p>	<p>2 主食等の備蓄</p> <p>(2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において<u>3 日以上（可能な限り 1 週間分程度）</u>の食料を備蓄しておくとともに、市においても食料を備蓄しておくことが必要である。</p>

地震編第5編第4章第8節「生活必需品の確保」

現行（平成26年11月修正）	改正案
<p>1 市における措置</p> <p>(3) 住民に対する周知</p> <p>各家庭においては、警戒宣言発令時には市町村から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、<u>3日分程度</u>の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(3) 住民に対する周知</p> <p>各家庭においては、警戒宣言発令時には市町村から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、<u>3日以上（可能な限り1週間分程度）</u>の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。</p>

Ⅲ_5 災害時における放置車両の移動等が規定されたことに伴う修正

【主な修正箇所】

地震編 第3編第8章 ※ 風水害・原子力等編にも同様の記載あり

【新旧対照表】

地震編 p16 風水害・原子力等編 p16

地震編第3編第8章第2節「交通対策」

現行（平成26年11月修正）	改正案
<p>第2節 交通対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(4) 強制排除措置 (追加)</p> <p>3 自動車運転者の措置</p> <p>(2) (略)</p> <p>ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。</p>	<p>第2節 道路交通規制対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(4) 強制排除措置</p> <p><u>エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。</u></p> <p>3 自動車運転者の措置</p> <p>(2) (略)</p> <p>ウ 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。</p>

地震編第3編第8章 基本方針、第3節「緊急輸送道路の確保」

現行（平成26年11月修正）	改正案
<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>災害発生時には、別に指定する緊急輸送道路を他の道路に優先して復旧作業等を実施して確保する。</u></p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。</u></p>
<p>第3節 緊急輸送道路の確保</p> <p>2 市における措置</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能確保 管理道路における緊急輸送道路指定路線に</p>	<p>第3節 緊急輸送道路の確保</p> <p>2 市における措置</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能確保 管理道路における緊急輸送道路指定路線に</p>

<p>ついて、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 (追加)</p>	<p>ついて、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。<u>なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</u></p>
--	--

Ⅲ_6 愛知県災害多言語支援センターを設置することとしたことに伴う修正

【主な修正箇所】

地震編 第2編第6章、第3編第10章、第5編第1章
 ※ 風水害・原子力等編にも同様の記載あり

【新旧対照表】

地震編 p 10、18、25 風水害・原子力等編 p 10、18
 地震編第2編第6章第6節「要配慮者の安全対策」

現行（平成26年11月修正）	改正案
<p>第6章 避難者・要配慮者対策 第6節 要配慮者の安全対策 1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (5) 外国人等に対する対策 (追加)</p>	<p>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第2節 要配慮者支援対策 1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (5) 外国人等に対する対策 <u>オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。</u></p>

地震編第3編第10章第3節「要配慮者支援対策」

現行（平成26年11月修正）	改正案
<p>1 市における措置 (7) 外国人への情報の提供と収集 <u>市国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、語学ボランティア等を避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援情報を収集する。</u></p>	<p>1 市における措置 (5) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 <u>次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。</u> <u>ア 市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携</u> <u>イ 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用</u> <u>ウ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用</u> <u>エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣（ボランティアセンターを通じて依頼）</u></p>

地震編第5編第1章第3節「警戒宣言発令時等の広報」

現行（平成26年11月修正）	改正案
<p>3 広報手段等 なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、<u>多言語、簡</u></p>	<p>3 広報手段等 なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、<u>愛知県災害</u></p>

単な日本語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

Ⅲ_7 応急仮設住宅の設置に係る方針の整理に伴う修正

【主な修正箇所】

地震編 第3編第16章 ※ 風水害・原子力等編にも同様の記載あり

【新旧対照表】

地震編 p 21～23

地震編第3編第16章 基本方針、第4節「応急仮設住宅の建設」

現行（平成26年11月修正）	改正案
<p>■ 基本方針 (追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</u></p> <p>○ <u>応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。</u></p>
<p>第4節 応急仮設住宅の建設</p> <p>2 市における措置</p> <p><u>市は家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。</u></p> <p>(1)建設用地の選定</p> <p>ア <u>応急仮設住宅の建設予定地を、災害時の状況により原則として①公有地、②国有地、③企業等の私有地の順に選定し、<u>応急仮設住宅建設候補地台帳を作成する。</u></u></p> <p><u>また、企業等の私有地についても、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。(追加)</u></p> <p>なお、その選定に当たり次の点に留意しなければならない。</p> <p>(ア)被災者が相当期間居住することを考慮し、飲料水が得やすく好適な場所の選定が望ましい。</p> <p>(イ)相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便並びに教育等についても考慮に入れな</p>	<p>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</p> <p>2 市及び県における措置</p> <p><u>県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、<u>応急仮設住宅を設置する。</u></u></p> <p><u>応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。</u></p> <p>(1)応援協力の要請</p> <p><u>市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。</u></p> <p><u>県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。</u></p> <p>(2)建設用地の選定</p> <p>ア <u>市は、<u>応急仮設住宅の建設予定地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の私有地の順に選定し、<u>県へ報告する。</u></u></u></p> <p><u>なお、企業等の私有地についても、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。<u>また、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう正規の賃貸借契約書（附属資料：様式第39号）を取り交わすものとする。</u></u></p> <p>なお、その選定に当たり次の点に留意しなければならない。</p> <p>(ア)被災者が相当期間居住することを考慮し、飲料水が得やすく好適な場所の選定が望ましい。</p> <p>(イ)相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便並びに教育等についても考</p>

<p>ればならない。</p> <p>(ウ) 被災者の生業の見通しがなければならない。</p> <p>イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</p> <p><u>(2) 応急仮設住宅の建設</u></p> <p>(追加)</p> <p>ア 建設の規模及び費用の限度</p> <p>(ア) 一戸当たりの建設面積及び費用は、災害救助法施行細則に定める基準とする。</p> <p>ただし、世帯構成人数、その他により基準運用が困難な場合は、県において市と調整を図ったうえで<u>増加することができる。</u></p> <p>(イ) 建設資材の県外調達により、限度額の施行が困難な場合は内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。</p> <p>イ 建設の時期</p> <p>災害発生の日から原則として 20 日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長するものとする。</p> <p>(追加)</p> <p><u>(3) 入居者の対象選定及び供与</u></p> <p>ア 入居者の対象及び選定</p> <p><u>地震災害により住家を滅失し、自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。入居者の選定は知事が</u></p>	<p>慮に入れなければならない。</p> <p>(ウ) 被災者の生業の見通しがなければならない。</p> <p>イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</p> <p><u>(3) 応急仮設住宅の建設</u></p> <p><u>県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。</u></p> <p>ア 建物の規模及び費用</p> <p>(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則 <u>(昭和 40 年愛知県規則第 60 号)</u> に定める基準とする。</p> <p>ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、県において市と調整を図ったうえで、<u>その規模及び費用の追加ができるものとする。</u></p> <p>(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。</p> <p>イ 建設の時期</p> <p>災害が発生した日から原則として 20 日以内に着工するものとする。</p> <p>ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。</p> <p><u>ウ 建設方法</u></p> <p><u>所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市町村長が当該事務を行うことができる。</u></p> <p><u>市は、被災者から入居申請書（附属資料：様式第 40 号）を提出させ選考の上、建設必要戸数を算出し、所定の設計書に基づいて建築業者に請負わせる。この方法は市の会計規則による。</u></p> <p><u>(4) 賃貸住宅の借上げ</u></p> <p><u>県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成 24 年 12 月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。</u></p> <p><u>(5) 被災者の入居及び管理運営</u></p> <p><u>市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。</u></p> <p>ア 入居対象者</p> <p><u>地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。なお、選定に当たっては十分に調査し、必要によっては民生委員等の意見を聴き、入居必要度の高い者か</u></p>
--	---

行う。ただし、委任された場合は市長が行うものとする。選定に当たっては十分に調査し、必要によって民生委員等の意見を聞き、入居必要度の高い者から順次入居させるようにする。

入居対象者は次のとおりである。

(ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産を持たない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等

(エ) 上記に準ずる者

イ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

(4)被災者の収容及び管理運営

被災者の応急仮設住宅への収容とその管理運営は、次のとおりとする。

ア 収容対象者

地震災害により被災し、次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流出した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

例示

○生活保護法の被保護者並びに要保護者

○特定の資産を持たない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等

○上記に準ずる者

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として当市に委託し、当市がこれを行う。

なお、収容にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

ら順次入居させるようにし、抽選等により入居者を決定してはならない。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。入居必要度の高い者として対象者を次のとおり例示する。

① 生活保護法による被保護者並びに要保護者

② 特定の資産のない失業者

③ 特定の資産のない寡婦並びに母子世帯

④ 特定の資産のない高齢者、病弱者並びに身体障がい者

⑤ 特定の資産のない勤労者

⑥ 特定の資産のない小企業者

⑦ 前各号に準ずる経済的弱者

ウ 管理運営

(略)

エ 供与の期間等

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。また、住宅の切換えについて国有財産特別措置法第3条の規定を受けることとなる。

また、供与に当たっては入居者に対し、この建物が被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であり、その目的が達せられたときは撤去されるべきものであることを十分承知させ、場合によっては入居者との間に応急仮設住宅入居契約（附属資料：様式第41号）を結ぶものとする。

また、引き続き住宅のあっせんを積極的に行い、なるべく早い機会にこれらの者を住宅へ転居させるよう措置を講じるものとする。

① 公営住宅への入居あっせん

② 独立行政法人住宅金融支援機構資金借入れの指導

③ その他

<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>(追加)</p>	<p>2 災害救助法の適用</p> <p><u>(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u></p> <p><u>(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。</u></p> <p>3 記録等</p> <p><u>(1) 応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させた場合</u></p> <p><u>ア 応急仮設住宅入居者台帳（附属資料：様式第 44 号）</u></p> <p><u>イ 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約</u></p> <p><u>ウ 応急仮設住宅建築に係る原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等</u></p> <p><u>エ 応急仮設住宅建築に係る工事代金等支払証拠書類</u></p>
---	--

Ⅲ_1 地震被害想定調査結果の見直しに伴う修正

第3章 被害想定

第1節 基本的な考え方

本市（尾張地方）に被害を及ぼすと考えられる地震には、海溝型地震と内陸型地震（遠方大地震・直下型地震）があり、各々その発生危険性を分析し、最も大きな被害をもたらす可能性の地震と最も発生可能性の高い地震を想定する必要があるので各々について概観する。

第2節 地震被害の予測

1 想定地震等

想定地震については、次の地震とした。

(1) 海溝型地震

- ・ 東海地震・東南海地震・南海地震等（過去地震最大モデル）
- ・ 東海地震・東南海地震・南海地震等（理論上最大想定モデル）

(2) 内陸直下型地震

- ・ 想定濃尾地震
- ~~ア 養老—桑名—四日市断層帯~~
- ~~イ 根尾谷断層—岐阜—宮線~~

2 海溝型地震 ~~愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果~~

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予想調査結果（平成23～25年度実施）より、本市に影響を及ぼす地震想定と被害予想結果をまとめた。

なお、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち過去に実際に発生したものを参考に「過去地震最大モデル」として想定した。また、命を守るという観点であらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波について「理論上最大想定モデル」として想定した。

小牧市の被害予測結果（愛知県 最終発表平成26年5月30日）

区 分		対 象 地 震	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
		最大震度	6弱	6弱
死者数（人）	建物倒壊等	*	*	
	浸水・津波	*	*	
	急傾斜地崩壊等	*	*	
	火災	*	*	
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	*	*	
	合 計	*	*	
建物全壊・焼失棟数（棟）	揺れ	約 30	約 80	
	液状化	*	*	
	浸水・津波	*	*	
	急傾斜地崩壊	*	*	
	火災	約 10	約 40	
	合 計	約 40	約 100	

「*」：5未満

（※「理論上最大想定モデル」の合計数は、十の位を四捨五入し、端数処理を行っているため、各項目の和に一致しない。）

~~3 根尾谷断層—岐阜—宮線の想定条件~~

~~本市に最も大きな被害をもたらす可能性のある直下型地震として、根尾谷断層—岐阜—宮線を想定し、被害予想結果をまとめた。~~

~~(1) 想定条件~~

~~ア 建物の倒壊~~

~~阪神・淡路大地震（西宮市）の震度別、構造別及び年代別の被害率をもとに建物の予測をした。~~

~~イ 建物の炎上出火~~

~~地震発生時間を被害が最も大きいとされる冬季の夕食時（17時～19時）と、阪神・淡路大震災発生時である冬季の早朝時（5～6時）とし、建物の全壊と出火件数の関係より予測した。~~

~~ウ 建物の延焼~~

~~地震発生時の風速を10m/秒と風速を4m/秒とし、建物の耐火性と空地等の不燃領域から延焼速度を算出し、その大小から地区ごとに（町丁目、大字単位を基本）の危険度を予測した。~~

~~エ 人的被害~~

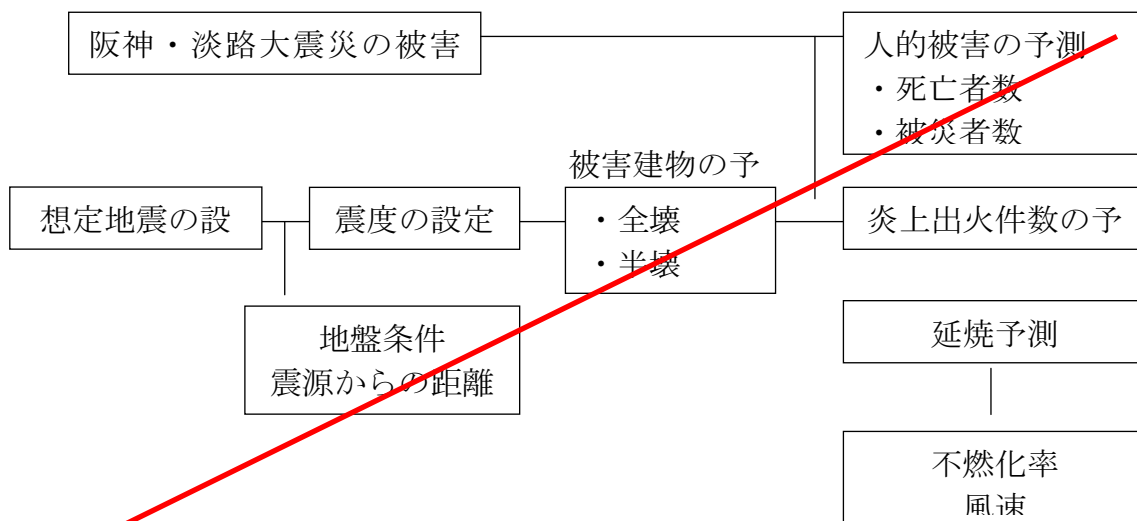
~~(ア) 死亡者数~~

~~阪神・淡路大震災では、死亡者のほとんどが建物の倒壊による圧死であったため阪神・淡路大震災での死亡者数と住家の全壊数の関係より予測した。~~

~~(イ) 被災者数、被災世帯数~~

~~住家の倒壊（全壊・半壊）に、人口、世帯数を乗じて予測した。~~

~~(2) 想定方法~~



図：想定方法

~~4 根尾谷断層—岐阜—一宮線の予測結果~~
~~予測結果~~

項目		予測結果		
想定する地震	想定した地震断層		岐阜 — 一宮線	
	発生位置		愛知県稲沢市井之口町	
	地震の規模		マグニチュード 8.0	
	想定加速度（地表加速度）		約 200～600 ガル	
	想定震度		5～7	
被害の想定	振動による建物の倒壊	全壊	木造 24,733 棟 非木造 2,588 棟 計 27,321 棟 (36.9%) (3.9%) (40.8%)	
		半壊	木造 9,980 棟 非木造 5,049 棟 計 15,029 棟 (14.9%) (7.5%) (22.4%)	
		全壊+半壊	木造 34,713 棟 非木造 7,637 棟 計 42,350 棟 (51.8%) (11.4%) (63.2%)	
	建物の炎上出火	冬季 夕食時	火気器具使用すべての建物	709 件（炎上出火率 1.06%）
			火気器具使用住宅のみ	425 件（炎上出火率 0.63%）
		冬季 早朝時	火気器具使用すべての建物	278 件（炎上出火率 0.41%）
			火気器具使用住宅のみ	167 件（炎上出火率 0.25%）
	建物の延焼	風速 10m/秒の場合		<ul style="list-style-type: none"> ・延焼速度 2.5m/分以上の地区数 25 地区 ・延焼速度 2～2.5m/分の地区数 18 地区 ・延焼速度 1.5～2 m/分の地区数 0 地区 ・延焼速度 1.5m/分以下の地区数 164 地区 <li style="text-align: right;">計 207 地区
		風速 4 m/秒の場合		<ul style="list-style-type: none"> ・延焼速度 2.5m/分以上の地区数 0 地区 ・延焼速度 2～2.5m/分の地区数 2 地区 ・延焼速度 1.5～2 m/分の地区数 16 地区 ・延焼速度 1.5m/分以下の地区数 189 地区 <li style="text-align: right;">計 207 地区
	人的被害	死亡者	1,054 人 (0.8%)	
罹災世帯数		27,951 世帯 (61.6%)		
罹災者数		84,412 人 (60.8%)		
ライフラインの被害	上水施設	被害箇所 23 箇所、被害率 0.41 箇所/ km		
	ガス施設	被害箇所 14 箇所、被害率 0.23 箇所/ km		
	電力施設	折損 17 基、倒壊 59 基、計 76 基（被害率 0.4 %）		

~~5 予測結果における目標~~

~~東海地震については、昭和53年に大規模地震対策特別措置法が制定され、観測予知体制の整備が図られてきているが、地震の再来周期が100年から150年といわれる海洋型大地震であることから、その発生の可能性はますます高まってきているので、被害予測結果を今後の地震防災対策の目標とし、これに対応できる計画とする。~~

~~また、内陸型大地震については、その発生間隔は、500年から1,000年くらいともいわれているが、いつどこで起こるかを予知することはむずかしいと考えられるので、被害予測結果を一つの目安とするとともに、阪神・淡路大震災の被害状況等を教訓として、内陸型大地震への対応にも配慮した計画とする。~~

~~なお、本被害予測結果は、発生時間、他の自然災害の同時発生等の諸要因によって大きく変動することが予想されるものであり、あくまでも目安に過ぎない。そのため、震災発生の際には、どのように被害を最小限に食い止めるかが大きな課題となってくる。~~

~~このような課題に応えていくためには、本予測結果に基づいて災害に強いまちづくりを進めると同時に、この予測を上回るような事態が発生した際にも、震災に的確に対処することのできる人づくり、地域づくりを進めていく必要がある。~~

~~同時に本予測結果については、市民に広く伝え、震災に対する備えを確固としたものとする必要がある。~~

3 内陸直下型地震

平成27年7月に公表した地震被害想定調査では、名古屋から岐阜にかけての帯において極めて甚大な被害を及ぼした濃尾地震（1891年）が再び発生した場合を想定した。

(1) 想定濃尾地震

ア 想定条件

断層の位置：温見断層（北西部）、根尾谷断層帯、梅原断層帯が連なったもの

地震の規模：マグニチュード8.0

最大震度：6強

傾斜角：90°（地表面に対して垂直の方向）

震源深さ：10km（小牧市に近い梅原断層帯の平均深さ）

イ 各種条件の算出方法等

地震被害想定の数値については、愛知県が実施した平成23～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査との整合性を図るために、ほとんどの数値がその調査の手法や計算率をベースに算出している。

(ア) 液状化危険度

(イ) 急傾斜地崩壊危険度

(ウ) 建物の倒壊

(エ) がけ崩れによる建物被害の予測

(オ) 地震火災の予測

(カ) 交通施設被害（道路被害・鉄道被害）

(キ) ライフライン被害

(ク) 人的被害

(ケ) 避難者数の予測

(コ) 帰宅困難者の予測

ウ 留意事項

この被害想定調査については、次に発生する地震を具体的に想定したものではなく、過去の地震における被害結果等をもとに検討された統計的な手法を用いて予測したものであり、個々の想定被害についても、調査結果のとおり起こることは限らないことに留意する必要がある。

また、想定濃尾地震の被害想定をまとめるに当たって、小牧市独自のデータを使って南海トラフ巨大地震の被害想定もまとめたことから、下記のとおり併記して記載する。

エ 被害想定結果（被害が最大となる冬・夕方（18時）の災害発生を想定）

項目		想定濃尾地震	南海トラフ巨大地震	
建物被害	揺れ・液状化による	全壊棟数（率）	2,673 棟（5.1%）	143 棟（0.3%）
		半壊棟数（率）	8,609 棟（16.3%）	1,481 棟（2.8%）
	がけ崩れによる	全壊棟数	3 棟	1 棟
		半壊棟数	6 棟	3 棟
	火災による焼失棟数（率）	271 棟（0.5%）	0 棟（0%）	
道路被害	被害箇所数（率）	7.2 箇所 （0.11 箇所/km）	5.5 箇所 （0.09 箇所/km）	
上水道被害	被害箇所数（率）	843 箇所 （0.91 箇所/km）	333 箇所 （0.36 箇所/km）	
下水道被害	被害延長（率）	24.9km（4.1%）	12.0km（2.0%）	
人的被害	死者	建物被害による	131 人	6 人
		火災による	43 人	0 人
		がけ崩れによる	0 人	0 人
	負傷者（うち重傷者）	建物被害による	1,059 人（140 人）	163 人（7 人）
		火災による	23 人（17 人）	0 人（0 人）
		がけ崩れによる	0 人（0 人）	0 人（0 人）
避難者	地震発生 1日後	避難所避難者	6,517 人	499 人
		避難所外避難者	4,345 人	333 人
		合計	10,862 人	832 人
	地震発生 1週間後	避難所避難者	19,343 人	10,431 人
		避難所外避難者	19,343 人	10,431 人
		合計	38,685 人	20,863 人
	地震発生 1ヶ月後	避難所避難者	9,638 人	3,260 人
		避難所外避難者	22,488 人	7,607 人
		合計	32,126 人	10,867 人
帰宅困難者	小牧市内に通勤・通学する他の市町村の滞留帰宅困難者	1,140 人～1,385 人		
	他の市町村に通勤・通学する小牧市民の帰宅困難者	1,297 人～1,361 人		

※小数点以下を四捨五入しているため、各項目の合計値と合計欄の値が整合しないことがある。

※南海トラフ巨大地震の被害想定結果は、愛知県のものと同手法等と同じだが、小牧市の独自データを使って計算していることと、より詳細なメッシュで計算しているため、愛知県の被害想定と一部整合しない。

附属資料	1.4.4 震度階級表
------	-------------